

石綿健康被害救済制度についての出張住民相談会（岡山市）の実施について（お知らせ）

平成24年6月8日（金）
独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）
石綿健康被害救済部
（代表：044-520-9508）
（直通：044-520-9615）
部長 小林 香（内線 631）
課長 日高 桂子（内線 633）
担当 天羽 良次（内線 645）

独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）は、石綿健康被害救済制度における申請・請求を行う予定の方及び手続き中の方、制度の概要をもっとお知りになりたい方を対象とした出張住民相談会を、以下の概要のとおり行います。

ERCAの担当者が直接対面で相談を受けることにより、石綿健康被害を受けた方、受けたことを心配しておられる方、ご家族にご心配がある方などに救済制度や申請・請求手続きについて、きめ細かな説明、支援を行います。

市民の方や医療機関等各方面への「出張住民相談会」の周知についてご協力をお願いいたします。

< 概要 >

1. 実施日及び会場

地域	日時	会場
岡山市	6月15日（金）17:00～20:00（受付 19:30 最終）	岡山国際交流センター 4階交流サロン
	6月16日（土）9:00～12:00（受付 11:30 最終）	

2. 対象者

現に石綿による健康被害を受けた方はもちろん、心配な方、心当たりがある方、ご親族・ご友人などでご心配されている方など、どなたでも結構です。

事前登録は必要ありませんので、ぜひ、この機会を積極的にご利用いただきたいと考えています。

3. 相談員

環境再生保全機構（ERCA） 石綿健康被害救済部職員

<参考資料>

アスベストによる健康被害と救済制度の概要

○アスベストとは、

アスベスト（石綿）は、天然鉱物で、きわめて細い繊維からできている。

その特徴（熱、摩擦、酸アルカリに強い）から奇跡の素材として、建材、摩擦材、シール断熱材等に幅広く使用された。

我が国では、これまで1,000万トン以上を輸入。現在は使用が禁止されている。

○アスベストによる健康被害

その微細な繊維を肺に吸い込むことにより、主として、以下のような、がんなどの疾病を引き起こす。

疾病名	疾病の説明	潜伏期間等
中皮腫	胸や腹部などの中皮に発生する腫瘍。	潜伏期間 40 年程度。進行は早い。
肺がん	肺を原発とするがん	潜伏期間 30～40 年程度。
石綿肺	肺が線維化する「じん肺」の一つ。	大量暴露後 10 年以上経過して発症し、徐々に進行。
びまん性胸膜肥厚	臓側胸膜（肺を覆う膜）の慢性線維性胸膜炎の状態	潜伏期間 30～40 年程度。

多くの疾病は、ばく露後の潜伏期間が長く、かつ予後のよくないケースも多いことから、「時限爆弾」のような疾病とも言われている。

平成 22 年には 1,209 名の方が中皮腫で亡くなられており（平成 22 年人口動態統計）、毎年増加傾向にある。

○石綿健康被害救済制度

労災制度で支給を受けられない方を幅広く救済するため、平成 18 年 3 月に制度発足（平成 20 年 12 月改正、平成 22 年 7 月 1 日政令改正、平成 23 年 8 月 30 日改正）

指定疾病	<p>石綿により発症した、以下の 4 疾病。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中皮腫 ・ (原発性の) 肺がん ・ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 ・ 〃 びまん性胸膜肥厚 <p style="text-align: right;">} 平成 22 年 7 月 1 日より追加。</p>
給付内容	<p>石綿により指定疾病に罹られたと認定された方、及びそのご遺族の方に、以下の給付を行う。</p> <p>ア. 現在療養中の方</p> <p style="margin-left: 20px;">医療費 : 自己負担分</p> <p style="margin-left: 20px;">療養手当 : 月額 103,870 円</p> <p>イ. お亡くなりになった方のご遺族</p> <p style="margin-left: 20px;">特別葬祭料 : 199,000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">特別遺族弔慰金 : 280 万円</p> <p>ウ. 認定を受けた療養中の方がお亡くなりになった場合</p> <p style="margin-left: 20px;">葬祭料 : 199,000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">救済給付調整金 : 生前に支給された医療費、療養手当が特別遺族弔慰金の金額 (280 万円) より少ない場合、その差額</p>

○石綿健康被害救済制度での認定者数（累計、平成 24 年 4 月末現在）

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	計
療養中の方	3,293	742	10	28	4,073
法施行前に 亡くなった 方のご遺族	3,092	141	30	10	3,273
法施行後に 亡くなった 方のご遺族	271	75	0	0	346
計	6,656	958	40	38	7,692

○岡山県における認定状況（平成 24 年 4 月末現在）

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	計
療養中の方	61	17	0	0	78
法施行前に 亡くなった 方のご遺族	76	1	1	0	78
法施行後に 亡くなった 方のご遺族	4	4	0	0	8
計	141	22	1	0	164